

長時間労働に対する解決主体の形成に関する社会教育学的研究 —社会運動を通じた過労死遺族の変容に着目して—

池谷 美衣子*

1. 研究目的

本研究は、現代日本における長時間労働に対し、問題の解決に取り組む主体が形成されていく過程とそれを支える基盤について、実証的に明らかにするものである。

近年、日本では様々な労働問題が噴出し、「働くこと」や「働き方」が再び社会の中心的な関心事になっている。それらは、2000年代に生じた新たな労働問題も少なくないが、同時に長時間労働や低賃金などこれまでに指摘されていた問題が深刻化し再び顕在化したものも含まれる。

労働問題が注目される時、合わせて関心が払われるのは労働問題に対する解決主体についてである。近年の労働問題の顕在化は、大企業の企業内組合を基盤とする従来の労働運動ではなく、その外側で派生した個人加盟ユニオンや労働NPOの活性化によるところが大きい。これらは、従来の労働運動ではほとんど登場しなかった周辺化された労働者層が中心であり、従来の労働運動の外側で異議申し立てをおこなう主体が新たに形成されていると理解できる。すなわち、「いかにして労働問題の解決主体を形成すべきか」という観点から労働者教育の必要性が繰り返し主張される社会教育研究の現状に対し、研究対象の射程を広げることで「いかにして労働問題の解決主体が形成されているのか」という実態解明が必要かつ可能であることが示唆されるのである。

現代的な労働問題として本研究が着目する長時間労働は、1970年代の経営合理化を契機に現れたものである。社会教育研究において長時間労働は、それが引き起こす様々な生活諸課題とともに比較的関心が払われてきた労働問題の一つである。長時間労働の解消は人が多面的な社会とのかかわりの中で生きるための前提条件とみなされており、例えば「夫・父親不在」の家族のあり方を性別役割分業から問いなおす女性問題学習の蓄積が見られる。しかし一方で、長時間労働は経済発展とともに自然に解消し余暇社会が到来するという長期的展望や、日本人の「勤勉性」にもとづく文化の問題という正当化を背景に、長時間労働の現状を誰がどのように変えていくのかという解決主体の形成に関して自覚的に検討されたとは言い難い。今日、労働時間は労働者と使用者の二者関係にとどまらず、労働時間を長くしようとする社会的力と短くしようとする社会的力の拮抗関係で決まるものとして捉えられるようになってきている。その中で、長時間労働がもたらす生活諸課題は労働者本人に限られないという社会教育研究の視角は、長時間労働の問題性が広く共有可能であるということを示している。であるならば、長時間労働

* 筑波大学大学院博士後期課程教育基礎学専攻3年

の解決主体もまた、当該労働者や労働組合だけでなくより多様に想定できるのでなかろうか。

以上の問題意識に基づいて、本研究では長時間労働を象徴する具体的事象として過労死を取り上げ、不本意ながら過労死問題に巻き込まれた遺族が問題の解決に向けて主体的に関わっていく過程とそれを支えた基盤を解明することを通じて、長時間労働に対する解決主体の多様化とその意義について考究することを目的とする。

2. 研究対象・方法

本研究が着目する過労死（過労自殺を含む、以下同）は、長時間労働が顕在化していく1970年代後半に「発見」され、1980年代後半に社会問題として顕在化した。これは、労働者教育が停滞していく時期と重複しており、これを対象とすることは労働運動の外側で展開した労働問題に対する社会運動の一端を解明するものとして意義がある。

過労死に関する先行研究では、過労死発生のメカニズムを解明するために、主として被災労働者の生前の労働実態が検討対象となっている。これに対し本研究は過労死発生後に生じる社会運動に着目し、中でも不本意ながら過労死問題に巻き込まれた遺族を取り上げるものである。

以上より、本研究では過労死遺族の変容を具体的に解明すること（課題1）、その際労働組合が取り組んできたような体系的組織的な教育活動ではなく、社会運動内部の組織と個人との関係とそこでの学習の様態について明らかにすること（課題2）、という2つの課題を設定する。

3. 構成

- 序章 本研究の目的
- 第1章 労働と生活をめぐる政策・労働組合・家族の現状
- 第2章 過労死問題に対する社会運動の形成と展開
- 第3章 「過労死を考える家族の会」と過労死遺族の実像
- 第4章 個別事例にみる過労死遺族の主体形成
- 第5章 長時間労働に対する解決主体の形成とその基盤
- 終章 本研究のまとめ

4. 概要

第1章では、労働時間に関わるものとして政策・労働組合・家族の3つについて検討した。長時間労働の恒常化は、1970年代後半からの経済低成長への対応として企業の経営合理化によって生じた。これに対し、ゆとりや豊かさが提唱され、1980年後半から「時短政策」が展開されたが、バブル経済の崩壊とともに「時短政策」は霧散した。その後、労働時間政策は1990年代後半からの働き方の「多様化」をめざす労働時間の弾力化と、2000年代以降の労働者の健康確保のための労働時間規制・管理の確立強化という2つの方向のせめぎ合いの中で今日まで展開されていることを明らかにした。しかし、長時間労働に対する労働者及び労働組合の反応

は総じて鈍い。男性片働き型家族が標準とされた中で、労働者自身の要求は賃金水準の維持向上と身分保障が優先され、相対的に長時間労働に対する関心は低かった。一方、企業社会における家族把握として、企業の論理に翻弄され一方的に被害をこうむる「受難者としての家族」と、性別役割分業や企業による経済的生活基盤の保障を理由に、労働者の長時間労働を積極的に下支えする「企業と共存する家族」の2つの立場が看取される。これに対して、本節では新聞の投書分析を通じて、妻が夫の長時間労働を受忍または肯定するだけでなく、長時間労働の問題性を生活破壊への危機感から認識し積極的に声を上げていることを明らかにした。

第2章では、過労死の定義や統計上の変遷を整理した上で、過労死問題に対する社会運動の展開を「被害の集合化」期、「問題の可視化」期、「原因の社会化」期の3つに時期区分した。展開過程の検討から、過労死問題に対する社会運動を通じて3つのタイプのネットワークが重層的に形成されていることが明らかになった。すなわち、専門家がその専門性を核に結びつき、全国レベルおよび県域レベルを貫通して形成される縦断的ネットワーク（全国過労死弁護士・全国過労死を考える家族の会・働くもののいのちと健康を守る全国センター）、過労死というテーマを共有する医師や弁護士、組合関係者、遺族などがそれぞれの立場を超えて専門性横断的に結びつく県域レベルでのネットワーク（大阪過労死問題連絡会など）、個別課題や必要性に即応して形成される一時的なネットワーク（団体定期保険のあり方を考える会、過労死劇大阪公演を観る会など）である。さらに、これらの各組織がおこなう教育的機能を有する活動として、過労死に関する学習機会の提供（学習会、講座、集会、シンポジウム、演劇、出版等）と、新たな事例を掘り起こし遺族を具体的な行動へと誘う契機としての定期的な相談活動（「過労死110番」等）という2つが看取された。

第3章では、過労死の遺族組織に焦点化しアンケート調査に基づいてその実像を明らかにした。「家族の会」の役割は、悲嘆の表出や経験の共有など自助グループとしての役割と、裁判傍聴や署名活動など遺族間の相互支援を中心とした運動体としての役割を担っており、加えて直接活動に参加していない会員にとっては遺族としての「意思表示の場」「思いを託す場」になっていることが明らかになった。一方で、「家族の会」が複合的な役割を担うことは「家族の会」に対する遺族の期待や要求が多様であることを意味しており、かつ遺族の基本属性の分化や労災認定・判決などの「結果」による分断によって遺族間の相互理解が困難化しており、遺族が「団結」し「一枚岩」になることができない状況が「家族の会」の限界として認識されていることを指摘した。さらに、過労死遺族が自身の事件に対して取る手段として、労災認定請求と使用者に対する責任追及の2つを「基本的行動」と定義し、その現状について明らかにした。また、「基本的行動」を超えた遺族個人による自発的な行動を「発展的行動」と定義し、その多様な内容について「手記・報告集の作成・出版」「学校等での講演」の経験状況および自由記述から明らかにした。

第4章では、前章で取り上げたアンケート調査結果から、典型的な遺族像として「40代で突然死した男性と遺された妻および学齢期子どもたち」と「20代の未婚男性による自殺とそれ

に対する母の『家族の会』への入会」の2つを抽出し、それに即して2事例から過労死遺族の認識や行動の変容について実証的に解明した。

第5章では、これまでの各章を踏まえて、長時間労働に対する解決主体の形成とそれを支えた基盤について考察した。第1節では、死別経験における過労死の特徴を整理した上で、過労死遺族の主体形成過程について3段階（過労死の発生前、「基本的行動」、「発展的行動」）から検討した。第2節では、遺族の主体形成を支えた基盤として、過労死遺族といっても最初から共通経験があるわけではなく、「家族の会」を媒介に遺族が自分の経験と他の遺族の経験の共通点を時間をかけて見出していることを指摘した。過労死問題に対する社会運動と同様に、昨今の個人加盟ユニオンや労働NPOは「駆け込み寺」としての個別相談を活動基盤とするため、労働者の置かれた状況は多様であることが前提になっている。そのため、従来の労働運動が取り組んできた「集団的に個人の自由を守ること」と同時に、「集団から個人の自由を守ること」も課題になっている。従来の労働運動における解決主体の形成が労働者性の獲得という規範の強化によって促されていたのとは対照的に、新しい解決主体の形成は相談を通じて個人の状況に寄り添い、運動体による規範化をできる限り回避し、それぞれの主体性を尊重しながら異質な状況を有する多様な存在を包摂する基盤によって促されるものであることが看取された。第3節では、過労死問題に対する社会運動や運動を通じた過労死遺族の変容をみることで、「労働問題＝労働者・労働組合の問題」として把握されていた従来の研究枠組みを相対化し、長時間労働に対する解決主体の多様化として意義づけた。

5. 本研究の成果と展望

本研究の成果は以下の2点にまとめられる。

第一に、過労死問題に対する社会運動と過労死遺族の変容を通じて、長時間労働の解決主体が多様化している実態を具体的に解明したことである。このことは、「労働問題＝労働者・労働組合の問題」という労働者教育研究の枠組みを相対化したという点で意義があるといえる。本研究を通じて、従来の労働運動の外側で展開される労働問題に対する社会運動にまで研究対象の射程を広げることが、労働者教育研究の限界を克服していく一つの方途として提起された。

第二に、社会運動内部の組織と個人の関係に着目することで、従来の労働運動とは異なる学習の様態を明らかにしたことである。具体的には、社会運動に埋め込まれた相談活動や個別事件の闘争過程で繰り返される「書く・語る」という行為の教育的意味、また組織が規範化を回避することで多様な人を包摂し相互に結び付けるプラットフォームとしての役割を果たしていることなどが明らかになった。昨今、社会教育研究で蓄積されている成人学習論は、省察や「ふり返し」による学習者の意識変容と、そのような「学びあい」を可能にする組織・コミュニティ形成に主眼が置かれている。これに対し本研究は、学習者の認識レベルにとどまらず、学習者を取り巻く環境への主体的な働きかけとそれを支える基盤について考究する社会変革型の学習論への展望を示すものである。